

No. _____

外来放射線作業者個人管理登録票

年 月 日

<input type="checkbox"/> 新規登録 <input type="checkbox"/> 再登録 (最終登録年度)		決 裁 欄	機 構 長	放 射 線 取 扱 主 任 者	放 射 線 管 理 室 長
登録者	フリガナ 氏名	印	性別 男・女	生年月日 年 月 日	職名
	連絡先	〒			
		TEL:	電子メール (必須。問い合わせ・個人情報の送付に利用することがあります。)		
		FAX:			
所属機関	名称			代表者名	
	所在地	〒 TEL			
主な作業内容	1.加速器利用 2.工事・保守作業 3.その他 ()	利用施設名	1.PS 2.ERL 開発棟・北カウンターホール 3.中性子・ミュオン 4.PF (Linac・光源棟) 5.PF-AR 6.KEKB 7.その他 ()		
作業期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	機構内受入区分	1.共同利用研究員 2.共同研究研究員 3.施設利用 4.受託研究員 5.来訪研究員 6.協力研究員 7.外来業者 8.その他 ()		
所属実験グループ (共同利用実験者のみ記入)	実験グループ名				
	同責任者				

業務従事者認定証明書兼放射線作業従事承諾書

氏名			所属	
健康診断について (直近の結果を記入)	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり (異常ありの場合は、健康診断の写しを添付して下さい。)			
被ばく線量について (前年度の結果を記入)	<input type="checkbox"/> 1mSv 未満です <input type="checkbox"/> 1mSv 以上 (mSv) です。(1mSv 以上の場合は、健康診断の写しを添付して下さい。)			
業務従事者証明、および放射線作業従事承諾				
高エネルギー加速器研究機構長 殿				
1. 上記の者は、当機関において現在放射線業務従事者として登録され、法令に定められる必要な健康診断、教育訓練を実施していること、また健康診断並びに被ばく線量の結果について相違ないことを証明します。				
2. 高エネルギー加速器研究機構において、自 年 月 日 至 年 月 日の期間、放射線作業に従事することを承諾します。				
平成 年 月 日				
所属機関代表者 (責任者)				
職名: _____ 氏名: _____ 印				
放射線取扱主任者 (機関名、所在地は申請者と異なる場合のみ記入)				
機関名: _____ 所在地: 〒 _____ TEL/FAX _____ 職名: _____ 氏名: _____ 印				

外来者の放射線作業従事について

高エネルギー加速器研究機構

本機構における放射線作業従事にあたっては下記の点について十分理解し、指定された手順に従って行って下さい。

- 1.管理区域内での作業は放射線作業と見なします。
- 2.従事に先だって、所属で放射線業務従事者として管理されている事を証明する書類及び本機構内で放射線作業に従事する事を承諾する書類（様式第9号及び様式第10号）が提出されており、本機構の放射線業務従事者として登録されている事が必要です。
- 3.本機構で初めて放射線作業に従事する場合には、「放射線安全教育ビデオ」を見て、本機構の放射線障害予防規程を理解していただきます。（但し、従事前の教育でこのビデオを見ている事を主任者が証明している場合には免除することとします。）
さらに作業者全員に予め配布されている「共同利用実験参加等のため本機構で放射線作業に従事される外来者のための放射線安全管理対策の要点」を読み、そこに記載された条件のもとで放射線作業に従事することを了承し、ルールに従う旨の署名をしていただきます。
- 4.本機構での放射線作業を行う場合には「放射線管理室受付」で、ただし放射光科学研究施設（以下「PF」という）共同利用の場合は光源棟監視員詰所で、所定の手続きをして下さい。（放射線管理室受付は、8時半から18時まで受付業務をおこないます。）
手続きとして必要な事項は、以下の通りです。
 - (a) 当該年度の最初の作業の場合は、3の本機構予防規程に関する放射線安全教育を受ける。
 - (b) KEKB 共同利用者の場合は、上記 (a) の教育の後、貸与されている ID カードを提出し、更新手続きをする。（この更新手続きを行わないと管理区域への立入は出来ない。）KEKB 共同利用者の場合は、素粒子・原子核研究所事務室で個人被ばく線量計を受け取る。PF 共同利用者（大強度放射光共同利用者を含む）の場合は、光源等監視員詰所で滞在期間を申告し、ID カードと本機構の個人被ばく線量計を借りる。
 - (c) 外来業者の場合は、作業計画書を提出する。当該年度最初の作業の場合は、3の本機構予防規程に関する安全教育を受けた後、2回目以降の作業の場合は作業計画書に教育済みのサインを受けた後、各監視員詰所で ID カード、外来者バッジと本所の個人被ばく線量計を借りる。作業が2日以上続く場合は、2日目以降は直接監視員詰所で手続きを行う。
 - (d) 当該年度の被ばくが、男子にあつては5mSv、女子にあつては1mSvを越えている場合には、被ばく記録の写しを提出し、放射線管理室の指示を受ける。当該年度の被ばくが10mSvを越えている放射線業務従事者は、原則として本機構での放射線作業を行うことができない。
 - (e) 共同利用者等で本機構において放射線業務従事する際に、妊娠中の女性業務従事者は、その旨を所定の書式（様式第11号）で放射線取扱主任者に申し出、指示を受ける。
- 5.月が変わる毎に KEKB 共同利用者は、素粒子・原子核研究所事務室で必ず個人被ばく線量計を交換して下さい。
PF 共同利用者は、滞在期間終了時に光源棟監視員詰所に、ID カードと個人被ばく線量計を返却して下さい。
外来業者については、毎日監視員詰所に借用しているものを返却して下さい。
- 6.外来者が本機構で行う放射線作業に伴う被ばくについては、本機構の責任で被ばく管理を行います。当該年度における個人の積算被ばく線量の管理はできません。
本機構に於ける放射線作業によって受けた線量が、検出感度以上（1ヶ月あたり、X線、γ線、β線、熱中性子の場合は、0.1mSv、速中性子の場合は、0.2mSv）の場合は、被ばく線量の測定結果を通知します。通知が無い場合は、被ばく線量が検出感度以下であったと了解して下さい。なお、被ばく線量について疑問な点がありましたら、放射線管理室受付にお問い合わせ下さい。
- 7.本機構における被ばく管理目標は1日につき男子0.5mSv、女子0.3mSv、1週につき男子1.0mSv、女子0.5mSvです。外来者で本機構より厳しい管理基準の下で作業を行う必要があるときは、業者側で被ばく管理の責任を持つ事とします。
- 8.前年度の被ばくが、1mSvを越えている場合は、その値を記入すると共に、健康診断書の写しを添付して下さい。
- 9.作業にあたっては、「共同利用実験参加等のため本機構で放射線作業に従事される外来者のための放射線安全管理の要点」に要約されている本機構の予防規程に従うと共に、外来業者にあつては作業内容等について本機構作業責任者と充分打ち合わせの上、安全確保につとめて下さい。
- 10.放射線作業従事にあつて不明な点がありましたら、本機構作業責任者または放射線管理室受付（内線3500）にお問い合わせ下さい。